

## 広島市立大学研究生規程

平成22年4月1日

規程第93号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第54条第4項及び広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第40条において準用する学則第54条第4項の規定に基づき、広島市立大学（以下「本学」という。）の学部又は本学大学院研究科（以下「学部等」という。）における研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願手続等)

第2条 研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

第3条 研究生を志願する者は、学期始めの1か月前までに公立大学法人広島市立大学の授業料等に関する規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第73号。以下「授業料等に関する規程」という。）第2条に定める入学検定料を添えて、次に掲げる書類を研究を希望する学部等を経て、学長に提出しなければならない。

- (1) 研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者にあつては、その所属長の承認書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、広島市がその所属する職員を研究生として派遣しようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 研究生受入依頼書
- (2) 履歴書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学長が必要と認める書類

(願い出期限の特例)

第4条 学長は、前条の規定にかかわらず、特別な事情があると認めるときは、当

該学部等の教授会又は研究科委員会の議を経て、願出期限の特例を定めることができる。

(選考及び研究の許可)

第5条 研究生の選考は、当該学部等の教授会又は研究科委員会が行う。

2 学長は、前項の選考結果を踏まえ、研究生として入学し研究を行うことが適当と認められた者について、研究を許可する。

(入学料等)

第6条 研究の許可を受けた者は、授業料等に関する規程第2条に定める入学料を指定の期日までに納付しなければならない。

2 学長は、入学料の納付その他所定の手続きを完了した者に対し、研究許可書を交付するものとする。

(授業料等)

第7条 研究生は、授業料等に関する規程第2条に定める授業料を、研究期間に応じ6か月分ずつ（研究期間が6か月未満のときは、その期間分）指定の期日までに納付しなければならない。

2 実験及び実習等に要する特別の費用は、研究生の負担とする。

(指導教員)

第8条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(研究期間延長)

第9条 研究生は、研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究期間終了日の1か月前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願出でてその許可を受けなければならない。この場合において、延長する研究期間は、1学期又は1学年とする。

(1) 研究生研究期間延長願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定にかかわらず、広島市がその派遣している研究生の研究期間終了後なお引き続き研究させようとするときは、研究期間終了日の1か月前までに研究生派遣期間延長依頼書により当該学部等を経て、学長に願出でてその許可を受けなければならない。

3 第1項に規定する研究期間を延長する者の入学検定料及び入学料は、徴収しない。

4 学長は、研究期間の延長の許可をした者には、研究継続許可書を交付するものとする。

(研究終了報告)

第10条 研究生は、研究を終了したときは、研究終了報告書を当該学部等の長を経て、学長に提出しなければならない。

(証明書)

第11条 学長は、研究を終了した者には、本人の申出により、研究証書を交付するものとする。

(法令等の遵守)

第12条 研究生は、広島市立大学における研究者等の行動規範（平成27年3月25日制定）に従って研究活動を行わなければならない。

2 前項のほか、研究生は、研究に関する法令及び本学の規程等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第13条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該学部の教授会又は研究科委員会の議を経て、研究の許可を取り消すことができる。

- (1) 研究の実があがらないと認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) 入学料の納付その他所定の手続きを指定の期日までに行わないとき。
- (4) 授業料の納付の義務を怠ったとき。
- (5) 疾病その他の事由により研究を継続できなくなったとき。

(既納の入学検定料、入学料及び授業料の不還付)

第14条 既納の入学検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

(準用)

第15条 この規程に定めるもののほか、学生に関する諸規程は、研究生に準用する。

(外国人研究生)

第16条 外国人研究生に関し必要な事項は、広島市立大学外国人研究生規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第94号）に定める。

(委任)

第17条 研究生許可願の様式その他この規程の施行に関し必要な事項は、学長が

別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程による様式第1号から様式第9号までの様式は、前項の施行日において、改正後の第17条の規定に基づき定めたものとみなす。